

## 姫路市入札監視会議 議事概要（平成29年度第2回）

### 1 日時

平成30年2月20日（火） 午後2時15分から午後3時25分まで

### 2 場所

姫路市防災センター 3階 第2会議室

### 3 出席者

（委員）秋本委員長 大内幹雄委員 大江委員 大内美香委員  
（姫路市）山田財政局長 福間財務部長 原田契約課長 他契約課2名

### 4 概要

#### (1) 入札制度の概要説明

入札制度の概要及び平成29年7月1日から平成29年12月31日までの間の制度改正について事務局から説明

#### <主な制度改正とその概要>

- ① 指名競争入札の電子化（平成29年10月1日以降に指名通知を行う工事入札から適用）
- ② ランダム係数決定方法の電子化（平成29年10月1日以降に公告又は指名通知を行う工事入札から適用）
- ③ 工事成績を活用した入札の試行（平成30年7月以降に公告を行う工事入札から適用予定）
- ④ 総合評価落札方式の入札における適切なダンピング対策（平成30年4月以降に公告を行う工事入札から実施予定）

#### 【主な質問・意見】

特になし

#### (2) 建設工事発注状況等の説明

平成29年7月1日から平成29年12月31日までの間の入札及び契約手続の運用状況について事務局から報告

#### 【主な質問・意見】

特になし

(3) 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定されていた大内幹雄委員から抽出結果を報告

<抽出の概要>

- ・入札方式別に審議対象工事は無作為に抽出
- ・制限付一般競争入札（総合評価）については、全4件中1件を抽出
- ・制限付一般競争入札（価格競争）については、全224件中2件を抽出  
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から1件、建築・その他工事から1件）
- ・指名競争入札について、全216件中4件を抽出  
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から2件、建築工事から1件、その他工事から1件）

(4) 抽出工事の説明及び審議

ア 制限付一般競争入札（総合評価）

姫路駅南駅前広場整備工事

【主な質問・意見】

委員： 入札参加をした7者の加算点には、どの程度の幅があったか。

事務局： すべての参加者が100点の標準点を得ている。これに加算点を加えた評価点は、最も低くて108.5点、最も高くて115.5点となっている。なお、加算点の満点は17.5点である。

委員： 7者中の6者が調査最低制限価格を下回っている。

事務局： 積算が難しかったのかもしれない。調査最低制限価格の計算式は公表されており、業者はそれを知り得る。入札参加者は見積りをとったうえで調査最低制限価格の計算を踏まえた入札を行うが、その見積りが低かったのかもしれない。

委員： 最低制限価格ではなく低入札価格調査を適用していれば、115.5点の参加者が落札していたということか。

事務局： 現在のところ、予定価格5億円以上の工事には低入札価格調査を適用している。本件についても低入札価格調査を適用し、予定価格の下に調査基準価格を設け、そのさらに下に失格値としての調査最低制限価格を設けている。こうした入札方法に問題がある

訳ではない。ただ、総合評価落札方式の場合で、予定価格の下に失格値としての最低制限価格を設け、その間に調査基準価格がないような入札方法については、地方自治法施行令の規定にそぐわないとの指摘が会計検査院からあった。国土交通省からの要請も踏まえ、来年度からはそのような入札方法は採用しない方針である。

委員： それでも失格値としての調査最低制限価格は設けるといふことか。

事務局： 調査最低制限価格と最低制限価格は異なるもの。最低制限価格は近年上昇を続け、高い水準で推移している。調査最低制限価格であれば、それよりも少し低い水準に設定する。価格以外の要素も踏まえて落札者を決定する総合評価落札方式であれば、最低制限価格から調査最低制限価格までの間の水準であっても契約が可能なのではないかとの考え方。失格値としての調査最低制限価格の設定に問題が指摘されたわけではない。

委員： 最低制限価格を下回っていても、その他の評価が高ければ、落札する可能性があるのだろうか。

事務局： 総合評価落札方式であれば、最低制限価格ではなく、調査最低制限価格を用いることになる。かなり以前には、失格値としての最低制限価格や調査最低制限価格を設けず、いくら低額であっても落札できるような制度を運用していたが、落札率が 50 パーセントを下回るような過度な安値受注もあり、工物品質の悪化や下請業者へのしわ寄せといった懸念があったことは否定できない。そうした経緯も踏まえ、失格値としての調査最低制限価格や最低制限価格は、これからも設定していきたいと考えている。

委員： 本件の入札結果だけを見ると、もう少し安く契約できたのではないかとの感想を抱いてしまう。

事務局： 大規模な土木工事や建築工事であれば、最低制限価格は概ね 89 ないし 90 パーセント程度の設定となることが多い。こうした水準と本件の落札率 85.8 パーセントとの間の格差について、低入札調査でもってカバーしたということ。これよりさらに下の水準の価格では契約し難いため、失格値としての調査最低制限価格を設けている。

#### イ 制限付一般競争入札（価格競争）

①本町地内下水道管更生工事

【主な質問・意見】

委員： 1者が入札参加を辞退しているが、その理由はなにか。

事務局： 入札参加を申し込まれたものの、入札参加条件のうち、3,000万円以上の平均実績要件を満たしていなかったため、辞退をされた。

委員： 入札参加資格が無くても、誤解して入札に参加しようとしたのだろうか。

事務局： この業者が入札参加できる工事も他にはあるのだが、たまたま本件については参加資格を満たしていなかった。公告を再度確認されて、そのことを認識されたのだと思う。

②コアゾーンC-Dブロック連絡デッキエレベーター設置他工事

【主な質問・意見】

委員： 本件は、入札参加の辞退が多いようだ。

事務局： エレベーターのみを設置する工事内容が特殊だったのか、積算が難しい、積算の時間が足りないといった理由のほか、下請会社を確保することが困難、技術者を配置できない、といった理由で辞退されている。

委員： エレベーターを設置する工事は他にもあると思うが、特殊ということならば、それらも同じように少ない参加者での入札となるのか。

事務局： 建物の大規模改修とともにエレベーターを設置する工事ならあるが、エレベーターのみを設置する工事はほとんどなく、傾向が表れるほどの入札実績がある訳ではない。

委員： エレベーターのみの設置とは、どういったものか。

事務局： 連絡デッキとエレベーターを合わせて発注するのではなく、先にいったん連絡デッキを発注し、そこには予め階段を含めていたが、本件は、その後に昇降のためのエレベーターを設置する工事を別途に発注したもの。

委員： 実際の施工は、エレベーターの専門会社の下請に全て任せることになるのだろうか。

事務局： エレベーターの専門会社への下請は、エレベーター本体の部分に限られ、その他の基礎や枠組み等は違ってこよう。

委員： すべて下請に任せるするつमりの業者もいるように感じられる。

受注しても旨味が薄いということかもしれない。

事務局： ご指摘の業者は、積算ができないとの理由で入札参加を辞退された。一般競争入札であれば、公告を確認して、参加が可能であればまずは申込みをしておいて、その後で時間をかけて辞退の判断をするようなケースもあるようだ。

委員： 姫路市では入札参加の辞退が多いのか。辞退は印象を悪くしないのか。

事務局： 辞退されても問題はない。指名競争入札であれば、次の指名への影響を考慮して、辞退の理由を具体的に確認するようにしているが、印象を悪くしているわけではない。ただ、業者サイドとしては、指名されたのに参加しなければ印象が悪くないと気にしているのかもしれない。

#### ウ 指名競争入札

##### ① 広畑 5 7 号線道路補修工事

###### 【主な質問・意見】

委員： 入札金額が似通っているが、道路補修の工事は積算が容易なのだろうか。

事務局： 特殊な工事材料を使っていなければ、見積りの多い建築工事などと違い、積算は行い易いと思われる。

委員： 指名理由に地理的条件が挙げられているが、実際の指名業者は全てこれを満たしているのか。

事務局： そのとおり。工事の場所が広畑なので、まず広畑・広畑第二校区の業者を指名し、そこからさらに西の校区に位置する業者から順に指名した。

##### ② 飾磨区細江地内排水路改修工事

###### 【主な質問・意見】

委員： 法人格を有さない個人経営の業者であっても入札に参加できるのか。

事務局： 法人格を有さなくても入札に参加することは可能だし、小規模な業者であれば個人経営も比較的多い。

委員： 個人と法人との違いで格付けに及ぼす影響はあるか。

事務局： 格付けは、全国で統一的に実施されている経営事項審査制度によって算出された総合評定値に基づき決定しており、法人格の有

無は直接的には関係がない。ただ、一般的には、個人経営であれば経営規模が比較的小規模であろうから、結果として低い格付けとなることが多いと思われる。

### ③旧勝原第二グラウンド屋外便所改修工事

#### 【主な質問・意見】

委員： 落札者以外の入札金額が全て予定価格を超過している。積算が難しかったのだろうか。

事務局： 格付けの高くない業者を指名しており、それらの業者は一般的な住宅であれば多く施工されていると思われるが、本件のような公園便所の部材等は、一般的に用いられるものとは異なる特殊なものになるため、見積りが難しく、結果として高い入札金額になったのかもしれない。

委員： 総合評価の抽出案件では、積算が難しいために最低制限価格未満の入札が多くなったと思われるとの説明があったが、本件はその逆の結果となっている。

事務局： 建築工事なので、民間の工事も多くあるなかで、時期的な制約もあり、高い金額でなければ技術者を優先して配置できないケースもあるようだ。

### ④書写東公園照明設置工事

#### 【主な質問・意見】

委員： 指名競争入札の抽出案件を総じて、電子証明書（ＩＣカード）の更新遅れを理由とした辞退が多いようだ。

事務局： 電子証明書（ＩＣカード）は、複数ある認証局から選んで各々の入札参加者が取得するものであるため、その有効期限を市の方で把握することはできていない。

委員： 辞退者が多い場合など、追加の業者を指名することはあるか。

事務局： 追加の指名は行っていない。辞退届は入札書提出と同じ期間中に提出いただくことになるため、そこから追加の業者を指名することは、時期的にも不可能である。

委員： 電子入札の開始が１０月であったことが、電子証明書（ＩＣカード）の更新遅れの多さに影響したのだろうか。

事務局： 以前から周知を重ねてきたが、時期的な影響はあったかもしれない。来年度からは年度を通して電子入札を実施するので、その

ような理由の辞退は少なくなると考えている。

委員： 辞退の理由は確認しているのか。

事務局： 入札を紙で実施していた頃は、辞退届を書面で提出いただき、その際に理由を確認していた。電子入札に移行してからは、辞退届を電子システムで送信する際に理由を入力いただく欄があり、そこを確認するようにしている。

委員： 電子システムに入力がなければ、それ以上の確認はしないのか。

事務局： そのような場合には、電話等で口頭による確認をするようにしている。間隔を空けずに続けて実施した他の入札に応札された場合など、確認の必要がないと判断することもある。

委員： 電子入札に必要なシステム環境の準備が完了していることを条件にして入札参加の申請を受け付けるような仕組みにはできないか。

事務局： 姫路市に業者登録をしていることのほか、電子証明書（ＩＣカード）を用いた電子入札システムの利用者登録も必要であることを周知している。指名に際しては、その利用者登録がされていることを確認しているが、個々の電子証明書（ＩＣカード）の更新状況については我々の方で把握することができない。そのために、社名・代表者等の変更や法人格の取得、有効期限等といった事情により、有効な電子証明書（ＩＣカード）を用意することができず、指名を辞退されるケースがあるということ。最初から電子証明書（ＩＣカード）や利用者登録といったシステム環境を準備していない業者を指名するようなことはしていない。ご指摘のあった１０月開始という時期的な事情はあったかもしれないが、業者にとっても辞退は好ましくないとの意識が働くであろうから、このようなケースは自ずと減っていくのではないかと考えてる。

(5) 入札参加資格制限の措置状況

平成２９年７月１日から平成２９年１２月３１日までの入札参加資格制限措置の状況について、事務局から報告（案件なし）

【主な質問・意見】

特になし

(6) 指名停止の措置状況

平成２９年７月１日から平成２９年１２月３１日までの間に指名停止措置の

状況について、事務局から報告（延4者）

【主な質問・意見】

委員： 入札で落札決定をしたにもかかわらず、正当な理由なく契約締結を辞退された案件がある。このような事例は他にもあるのだろうか。

事務局： このような事例は珍しい。本件は坊勢島で行う建築工事の工事監理を委託する案件なのだが、技術者を現場に配置することが困難との事情で契約を辞退された。入札の際に何か勘違いをしていたのかもしれない。

(7) 低入札価格調査

平成29年7月1日から平成29年12月31日までにを行った低入札価格調査等について事務局から報告

【主な質問・意見】

委員： 工事成績の根拠となる基準はあるのか。

事務局： 85点以上を「秀」、75点以上85点未満を「優」、60点以上75点未満を「良」、40点以上60点未満を「可」、40点未満を「劣」としている。

(8) 苦情処理要綱に基づく苦情処理

苦情処理案件及び再苦情処理案件について、事務局から報告（案件なし）

【主な質問・意見】

特になし

## 5 その他

(1) 次回会議の審議対象工事の抽出委員について

大江委員に決定。

(2) 次回の定例会議の開催について

次回の定例会議は、平成30年8月を目途に開催することに決定。